クリンカアッシュ（湿式）	CLINKER ASH, WET	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石炭	COAL	一　防火性及び防水性を有する船倉に積載すること。 二　火薬類（等級1.4のものに限る。）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類の貨物と、別の船倉又は区画に積載すること。 三　酸化性物質と同一の船倉又は区画と上下に接する場所に積載しないこと。 四　常時摂氏55度を超える場所に積載しないこと。 五　火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 六　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 七　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 十　船積み前、船長は、貨物の性状（水分、硫黄分、粒径、メタンの発生の有無及び自然発熱の有無）及び積載の方法並びに運送方法を確認すること。 十一　船積み前、積載場所を清掃し、残滓（サイドスパーリングその他の取り外し可能な部位を含む。）を除去すること。 十二　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されておらず、かつ、電線の損傷がない、又は完全に絶縁された場所（隣接する閉鎖された区画（積載場所と隔壁で仕切られており、積載場所に直接通じる開口を有していない機関室を除く。）を含む。）に積載すること。 十三　次に掲げる事項を、積載場所に立ち入ることなく計測できるようにすること。 イ　メタン濃度 ロ　酸素濃度 ハ　一酸化炭素濃度 ニ　ビルジのｐＨ値 十四　積載場所及び当該場所に隣接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 十五　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、メタン濃度が十分低い場合においては、この限りでない。 十六　貨物の表面にガスポケットを形成させないよう荷繰りを行うこと。 十七　貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。 十八　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。 十九　次に掲げるところにより積載場所の空気中のメタン濃度を計測し、記録すること。 イ　航海開始後から24時間までの間は、積載場所の通風口を開放することにより、貨物の表層を通風すること。 ロ　イの作業の後、積載場所のメタン濃度を計測し、十分低い値であれば通風口を閉鎖すること。 ハ　通風口を閉鎖した状態で、積載場所のメタン濃度を計測すること。 ニ　航海開始から24時間以上経過した場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる措置を講じること。 ⑴　ハの計測の結果、メタン濃度が十分低い場合　通風口を閉鎖すること。 ⑵　ハ又はホの計測の結果、メタン濃度が十分低くない場合　通風口を開放した状態で、当該濃度が十分低くなるまで貨物の表面を通風すること。 ホ　積載場所のメタン濃度計測は、毎日行うこと。 二十　貨物より放出されるガスが閉鎖区域に蓄積しないよう、可能な限り当該ガスを排出すること。